

糸島市消防本部患者等搬送事業に対する指導及び認定に関する要綱

平成 22 年 1 月 1 日消防長決裁第 12 号

目次

第 1 章	総則（第 1 条・第 2 条）
第 2 章	指導基準（第 3 条—第 14 条）
第 3 章	講習及び適任証（第 15 条—第 23 条）
第 4 章	認定基準（第 24 条—第 37 条）
第 5 章	立入調査（第 38 条）
第 6 章	補則（第 39 条）

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この要綱は、糸島市消防本部管轄区域内の民間の事業者による患者等の搬送事業者に対し、必要な指導を行うとともに、一定の基準に適合する患者等の搬送事業者の認定を行うことにより、患者等の生命及び身体の安全を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 患者等 寝たきりの者、車椅子又は寝台を必要とする者をいう。
- (2) 患者等搬送事業 患者等を搬送するため特別の構造又は設備を備えた自動車（以下「患者等搬送用自動車」という。）を使用し、患者等を搬送する事業をいう。
- (3) 患者等搬送事業者 患者等搬送事業を行う事業所の経営者又は管理責任者をいう。
- (4) 乗務員 患者等搬送用自動車に乗務し、患者等搬送業務に従事する者をいう。
- (5) 指導基準 消防庁の通知（平成元年 10 月 4 日付消防救第 116 号）に基づき消防機関が患者等搬送事業を指導する際の基準をいう。
- (6) 認定基準 消防庁の通知に基づき消防機関が患者等搬送事業を認定する際の基準をいう。

第 2 章 指導基準

（患者等搬送業務の基本原則）

第 3 条 消防長は、管轄区域内の患者等搬送事業者に対し次の基準により必要な指導を行い、利用者の安全と利便の確保を図るものとする。

- (1) 患者等搬送事業者は、生命に危険があり、又は症状が悪化すると認められ、緊急に医療機関又はその他の場所に搬送しなければならない患者等は、搬送の対象としない

こと。

- (2) 患者等搬送事業所、患者等搬送用自動車及びその他これらに類するものに、救急車と同レベルの「緊急の業務」を行っているとして住民に誤解を与えるような表示はしないこと。
- (3) 患者等搬送事業者は、事業の社会的責任を十分自覚し、関係法規を遵守すること。
- (4) 患者等搬送用自動車には、サイレン及び赤色灯を装備するなど救急車と紛らわしい外観を呈しないこと。

(応急手当の実施)

第4条 患者等の搬送業務にあたっては、症状の悪化防止に万全の配慮を行い、搬送途上において症状が悪化し緊急やむ得ない場合は、必要な応急手当を実施しなければならない。

(消防機関との連携)

第5条 患者等搬送事業者は、次の各号のいずれかに該当した場合は、119番等により、患者等の場所、状態、既往症、掛り付けの医療機関等を消防機関に通報し、救急自動車を要請しなければならない。

- (1) 患者等からの搬送依頼時の依頼内容、症状の聴取結果から緊急に医療機関へ搬送することが必要であると判断した場合。
- (2) 患者等からの搬送依頼場所に到着時点において、症状等から緊急に医療機関へ搬送する必要があると判断した場合。
- (3) 患者等の搬送途上において、症状が悪化し、緊急に医療機関へ搬送することが必要であると判断した場合。

(乗務員の要件)

第6条 患者等搬送用自動車の乗務員は、満18歳以上の者で、次の各号のいずれかに該当する者を充てるものとする。

- (1) 第15条第1項に定める患者等搬送乗務員基礎講習（以下「基礎講習」という。）を修了し、患者等搬送乗務員適任証（様式第1号、第1号の2。以下「適任証」という。）の交付を受けた者
- (2) 次のいずれかに該当する者で、適任証の交付を受けた者（以下「特例適任者」という。）

イ 救急救命士の資格を有する者及び消防法施行規則第51条に定める救急業務に関する講習課程を修了した者

ロ 日本赤十字社の行う応急処置に関する講習を受けた者で、資格の有効期間内の者。ただし、消防機関の行う適任者講習に不足する科目については、消防機関の行う講習（以下「補完講習」という。）を受講し、消防長が知識、技術等を有していると認める者

ハ 医師、看護師、准看護師、保健師、助産師、医学士、看護学士等、前イ及びロと同等以上の知識及び技術を有する者として消防長が認める者

(運行体制)

第7条 患者等搬送事業者は、患者等搬送用自動車1台につき2人以上の乗務員をもって業務を行わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、乗務員を1人とすることができる。

- (1) 乗務員以外に医師、看護師又は救急救命士が同乗する場合。
- (2) 退院の場合。
- (3) 医師の指示によるあらかじめ日を特定した入院、転院又は通院で、緊急に搬送する必要がある場合。
- (4) 社会福祉施設、保養施設等への送迎の場合。
- (5) 車椅子専用の患者等搬送用自動車の場合。

(知識及び技術の維持管理)

第8条 患者等搬送事業者は、乗務員に患者等の安全搬送に関する知識及び技術の向上に努めること。

2 患者等搬送事業者は、乗務員に2年に1回以上、第15条第1項に規定する患者等搬送乗務員定期講習（以下「定期講習」という。）を受講させなければならない。

(患者等搬送用自動車の要件)

第9条 患者等搬送用自動車は、次の各号に掲げる条件に適合している車両でなければならない。

- (1) 十分な緩衝装置を有すること。
- (2) 換気及び冷暖房の装置を有すること。
- (3) 乗務員が業務を実施するために必要なスペースを有すること。
- (4) ストレッチャー、車椅子等を確実に固定できる構造であること。
- (5) ストレッチャーは、患者等固定用ベルトを有するものであること。
- (6) 車椅子の乗降を容易にするための装置を備えていること。
- (7) 携帯が可能な通信機器等、緊急連絡に必要な機器を有していること。

(患者等搬送用自動車の表示)

第10条 患者等搬送用自動車の車体には、国土交通省で定めた患者等搬送用自動車である旨の表示をしなければならない。

(積載資器材の種別)

第11条 患者等搬送用自動車には、別記第1に定める資器材を備えなければならない。

(消毒の実施要領)

第12条 患者等搬送用自動車及び積載資器材の消毒は、次により行われなければならない。

- (1) 定期消毒 毎月1回以上
 - (2) 使用後消毒 毎使用後
- 2 消毒の実施要領は、別記第2によること。
- 3 医師から消毒について特別に指示があった場合は、指示に基づいた消毒を行うこと。

4 第1項第1号による消毒をしたときは、その旨を消毒実施記録票（様式第2号）に記録し、患者等搬送用自動車内の見やすい場所に表示しておくこと。

（衛生及び安全管理）

第13条 患者等搬送用自動車及び乗務員は、次の各号に定めるところにより安全衛生管理に努めなければならない。

- (1) 乗務員は、常に身体の清潔保持に努めること。
- (2) 患者等搬送用自動車及び積載資器材は、点検整備を確実に行之、清潔保持に努めること。
- (3) 患者等の搬送にあたっては、患者及び同乗者に対し安全ベルトを着装させるなど、安全搬送のため措置を講ずること。
- (4) 乗務員の服装は、患者等搬送業務にふさわしいものとし、常に清潔の保持に努めること。
- (5) 乗務員の服装は、救急隊員の服装と紛らわしくないものとする。

（事業内容）

第14条 患者等搬送事業者は、パンフレット等の事業内容には救急隊と同レベルの活動ができるかのような表現は避けなければならない。

第3章 講習及び適任証

（講習の実施）

第15条 消防長は、乗務員の患者等搬送業務に必要な知識及び技術を乗務員に習得させるため、患者等搬送乗務員基礎講習（以下「基礎講習」という。）を必要に応じ実施し、基礎講習修了者に対する定期講習を2年に1回以上及び第6条第2号ロの該当者に対し補完講習を随時実施するものとする。

- 2 前項の講習は、他の消防本部又は他の団体に委託して実施することができる。
- 3 講習の実施通知にあたっては、実施日時、実施場所その他講習の実施に関し必要な事項を、患者等搬送事業者に通知するものとする。
- 4 講習の実施基準については、別記第3によるものとする。
- 5 講習の修了考査実施基準については、別記第4によるものとする。
- 6 講習会に要する経費のうち、消防長が必要と認めるものについては、受講者の負担とする。

（講習の講師）

第16条 基礎講習、定期講習及び補完講習の講師は、次の各号のいずれかに掲げる者をもって充てるものとする。

- (1) 救急隊長として3年以上の実務経験を有し、消防長が適任と認めた者
- (2) 消防大学の救急本科の課程を修了した者で、消防長が適任と認めた者
- (3) 消防学校の救急課程の教官として2年以上の経験を有し、消防長が適任と認めた者
- (4) 前3号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると消防長が認めた者

(講習に関する事務手続き)

第 17 条 講習等に関する事務処理手続きは、別記第 5 に定めるところによるものとする。

(適任証の交付)

第 18 条 消防長は、第 15 条第 1 項に規定する基礎講習を修了した者又は第 6 条第 2 号に規定する特例認定者に対して適任証を交付するものとする。

2 消防長は、適任証を交付するときは、適任証交付簿（様式第 3 号）に登録しておくものとする。

(適任証の有効期間)

第 19 条 適任証の有効期間は、2 年とする。ただし、第 15 条第 1 項に規定する定期講習を受けた者は、さらに 2 年間有効とし、それ以降もまた同様とする。

(適任証の携帯)

第 20 条 乗務員は、適任証を携帯して搬送業務に従事しなければならない。

(適任証の再交付)

第 21 条 適任証の交付を受けている者がその適任証を忘失し、破損し、又は汚損したときは、適任証再交付申請書（様式第 4 号）により再交付を受けることができる。

2 消防長は、前項の申請があったときは申請内容を審査し、適任証再交付簿（様式第 5 号）を整理の上、適任証を再交付するものとする。

(適任証の返納)

第 22 条 適任証を交付した消防長は、乗務員が業務上ふさわしくない行為を行ったと認められるときは、適任証の返納を求めることができる。

2 消防長は、他の消防本部の消防長が交付した適任証を有する乗務員が業務上ふさわしくない行為を行ったときは、その旨を適任証を交付した消防長に通知するものとする。

(適任証の失効)

第 23 条 第 15 条第 1 項に規定する定期講習を受講しない場合は、適任証は失効するものとする。

第 4 章 認定基準

(認定対象)

第 24 条 認定対象となる患者等搬送事業者は、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号。以下「法」という。）に定める次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けた者
- (2) 一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けた者
- (3) 特定旅客自動車運送事業の許可を受けた者
- (4) 自家用有償旅客運送の登録（道路運送法第 79 号）を受けた者

(認定の申請)

第 25 条 認定を受けようとする患者等搬送事業者は、患者等搬送事業認定（更新）申請書（様式第 6 号）により、消防長に申請するものとする。

2 前項の申請書には、認定の対象となる事業者であることを証明する事業免許等の写し、乗務員名簿（様式第7号）及び患者等搬送用自動車届（様式第8号、第8号の2）並びに患者等搬送用自動車積載資器材表を添えて、申請するものとする。

（認定の調査）

第26条 警防課長は、患者等搬送事業調査書（様式第9号）により調査し、当該認定の適否に係る意見を付し、患者等搬送事業調査報告書（様式第10号）に患者等搬送事業調査書、患者等搬送事業認定（更新）申請書、乗務員名簿及び患者等搬送用自動車届を添え、消防長に報告するものとする。

（認定の審査）

第27条 消防長は、前条で定める認定の申請を受理した場合は、次により認定の審査を行うものとする。

- (1) 認定の審査は、認定審査基準表（様式第11号）により審査を行い、認定するか否かを決定し、その結果、認定したものを患者等搬送事業認定簿（様式第12号）に記載しておくものとする。
- (2) 消防長は、認定後、認定事業者台帳（様式第13号）を作成するものとする。
- (3) 認定しなかったときは、認定（否認定）結果通知書（様式第14号）のみ送付するとともに、認定審査基準に適合するよう指導するものとする。
- (4) 認定の審査は、当該申請を受理した日から1か月以内に審査し、その結果を申請者に通知しなければならない。

（認定マークの交付）

第28条 消防長は、認定審査基準に適合した患者等搬送事業者（以下「認定事業者」という。）に対し、次により交付するものとする。

- (1) 消防長は認定後、認定事業者台帳を整理するとともに速やかに認定事業者に認定（否認定）結果通知書、患者等搬送事業者認定マーク（別図第1、2）及び患者等搬送用自動車認定マーク（別図第3、4）（以下「認定マーク」という。）を交付するものとする。
- (2) 消防長は、認定（否認定）結果通知書及び認定マークの交付時、認定事業者から認定マーク受領書（様式第15号）を徴するものとする。

（認定マークの有効期間）

第29条 認定マークの有効期間は、認定を受けた日から起算して5年とする。ただし、再認定による認定マークの有効期間は、先に認定を受けた有効期間の残りの期間とする。

（認定の更新）

第30条 認定の更新を受けようとする認定事業者は、当該認定の有効期間の満了する日の1か月前から当該有効期間が満了する日までの間に、消防長に更新申請をするものとする。

2 更新申請の手続は、認定手続を準用する。

（認定マークの再交付）

第31条 認定事業者は、認定マークを忘失、滅失、汚損、又は破損したときは、患者等搬

送事業者・自動車認定マーク再交付申請書（様式第 16 号）により、消防長に申請するものとする。

- 2 消防長は、前項の申請があったときは申請内容を審査し、認定マーク再交付簿（様式第 17 号）を整理の上、認定マークを再交付するものとする。

（認定マークの掲示）

第 32 条 患者等搬送事業者認定マークは、患者等搬送事業所に掲示するものとする。

- 2 患者等搬送用自動車認定マークは、自動車後面で運転者の視野を妨げない見やすい位置に貼付するものとする。

（事業内容の変更）

第 33 条 認定事業者は、患者等搬送事業認定申請書の内容を変更する場合は、事業内容変更届（様式第 18 号）により消防長に届け出るものとする。

（認定の取消し）

第 34 条 消防長は、次の各号のいずれかに該当するときは認定を取り消すことができる。

- (1) 認定事業者が指導基準を遵守しないとき。
 - (2) 業務の遂行にあたって、重大な事故を発生させたとき。
 - (3) その他、認定を継続することが、不適当と判断される時。
- 2 警防課長は、前項各号のいずれかに該当する事案を確認したときは、認定取消調査書（様式第 19 号）により消防長へ報告するものとする。
 - 3 消防長は、患者等搬送事業申請受理簿により受理後、認定取消調査書に基づき審査を行い、取り消しの可否を決定するものとする。
 - 4 消防長は、認定を取り消したときは、患者等搬送事業認定簿の事業所名欄を抹消するとともに、認定事業者台帳を整理し、患者等搬送事業者に認定取消通知書（様式第 20 号）及び認定マーク返納請求書（様式第 21 号）を交付するものとする。

（認定マークの返納）

第 35 条 認定事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは遅滞なく認定マークを返納しなければならない。

- (1) 法に定めるところにより、国土交通大臣の許可が取り消され、又は失効したとき。
 - (2) 認定事業者としての認定を取り消されたとき。
 - (3) 患者等搬送事業を廃止したとき。
 - (4) 認定の更新申請をせず認定マークの有効期間が満了したとき。
 - (5) 認定マークの再交付を受けた場合において、忘失した認定マークを発見又は回復したとき。
- 2 警防課長は認定マークが返納されたときは、認定マーク返納報告書（様式第 22 号）により消防長に報告するものとする。

（再認定の申請）

第 36 条 認定を取り消されたことによる再認定の申請は、取り消しの事由が改善された日

の翌日から起算して1か月を経過しなければ、申請をすることができない。

(特異事案の報告)

第37条 認定事業者は、患者等搬送業務実施中において、次の各号のいずれかに該当する事案を扱い、又は発生させたときは、速やかに特異事案報告書(様式23号)により、消防長に報告すること。

- (1) 患者等を搬送中に容態変化があり、応急処置を実施した場合
- (2) 患者等を搬送中に容態変化があり、救急自動車を要請した場合
- (3) 一類感染症、二類感染症、新感染症、指定感染症等他の患者等に強い影響を及ぼす感染症患者(疑いを含む。)を扱った場合(事後に判明した場合を含む。)
- (4) 患者等を搬送中において交通事故等により業務に支障を生じた場合

第5章 立入調査

(認定事業者の調査)

第38条 消防長は、認定事業者に対し、次により指導基準等の履行状況について調査するものとする。

- (1) 警防課長は、認定事業者の調査を、利用者の安全を維持するため年1回以上実施し、患者等搬送事業調査報告表(様式第24号)により消防長へ報告しなければならない。
- (2) 認定事業者の調査は、当該事業所に立ち入り、関係事項を調査しなければならない。
- (3) 立入調査時については、当該事業所の業務を妨害してはならない。
- (4) 立入調査は、実施日時等を事前に連絡し、当該事業所の承諾を得なければならない。ただし、利用者の安全を害するおそれがあり、緊急に調査しなければならない場合は、この限りではない。

第6章 補則

(補則)

第39条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。